

令和 7 年第 1 回農業委員会議事録

令和 7 年 1 月 2 4 日

長 瀬 町 農 業 委 員 会

令和7年第1回農業委員会議事録

開催通知年月日 令和7年1月24日
開催年月日 令和7年1月24日
開催場所 長瀬町役場4階 全員協議会室
開会時刻宣告者 13時30分 事務局長 常木 真人
閉会時刻宣告者 13時49分 事務局長 常木 真人
会 長 宮澤 史明 会長職務代理 齊藤喜久夫

○出席委員

農業委員

席次	氏 名	席次	氏 名
1	常木 三郎	11	野原 重信
3	武井 哲夫	12	島田 暁
4	朽原 仁	13	宮澤 史明
5	野原 隆男		農地利用最適化推進委員
6	鈴木 智子		第1区域 堀口 栄一
7	井上ゆかり		第2区域 坂上 健司
8	山口 俊司		第3区域 須賀 勤
9	齊藤喜久夫		第4区域 野口 稔

○欠席委員

2 林 春政
10 松本 高正

議事参与者 事務局長 常木 真人 主 任 小川 竜太
主 任 野原 靖子

会議件名

- (1) 議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請1件について
- (2) 議案第2号 農作業料金・農業労賃について
- (3) 議案第3号 農業委員会の法令遵守の申し合わせについて
- (4) その他
 - ・次回委員会開催日程について

◎開 会

○事務局長 それでは、定刻となりましたので始めさせていただきたいと思います。

本日はお忙しい中ご参集いただきまして誠にありがとうございます。

ただいまより令和7年第1回農業委員会総会を開会いたします。

(午後1時30分)

◎会長挨拶

○事務局長 それでは、初めに宮澤会長よりご挨拶をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○会長 皆さんこんにちは。新年改まりましたので、明けましておめでとうございます。

昨年中は、皆様に農業委員会業務のご理解とご協力をいただき、スムーズな運営ができたなというふうに感じております。ありがとうございます。本年も何とぞご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

インフルエンザ等感染症がとても蔓延しておりまして、周りでも相当感染者が増えていますので、お気をつけいただきたいなというふうに思います。

それでは、今年第1回の農業委員会よりをお願いいたします。

○事務局長 ありがとうございました。

それでは、早速議題に入らせていただきます。

◎議長選出

○事務局長 会議規則第4条の規定により、宮澤会長に議長をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

◎開議の宣告

○議長 それでは、議長を務めさせていただきますので、議事の進行にご協力をお願いいたします。

ただいまの出席農業委員数は11名です。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

なお、本日の会議に欠席の届出が林委員、それから松本委員よりありましたので、ご報告させていただきます。

◎議事録署名人の指名

○議長 次に、議事録署名人の指名を行います。

1 番、常木三郎委員、3 番、武井哲夫委員を指名したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議ないものと認めます。よって、議事録署名人に1 番、常木三郎委員、3 番、武井哲夫委員を指名いたします。

◎諸般の報告

○議長 ここで諸般の報告をいたします。

1 月15日に農業委員会秩父郡市協議会農業委員等研修会が秩父市の農園ホテルで開催され、多数の委員の皆様にご参加をいただき誠にありがとうございました。

以上で諸般の報告を終わります。

◎農地法第4条の規定による許可申請1件について

○議長 それでは、議題に入ります。

議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請1件についてを議題とします。

農地法第4条、番号1、———氏所有の農地を自己用住宅へ転用するための許可申請について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局。

○事務局 議案第1号 農地法第4条、番号1について説明いたします。

申請者住所・氏名、———さん。次に、申請土地の表示ですが、所在地、大字長瀬字———、地目は畑、面積は261平米の1筆です。転用の目的は自己用住宅となります。

下に案内図、公図がありますので、場所の確認をお願いします。場所は、五区内、長瀬第一小学校の国道沿いにある歩道橋から北桜通りに真っすぐ進み突き当たった後、南に約150メートルにある場所です。

次に、申請の事由ですが、現在住んでいる家を次男に譲り、私に相続された———の

畑に家を建て転居したい。この土地は広い道路に面し、上下水道の整備や病院の送迎バスも通り、利便性もよく、実家に直近するなど好条件に恵まれているため、この土地に永住したいため申請するものですということです。

次に、資金計画ですが、

_____となります。

次に、農地の状況ですが、区域の別はその他の区域となります。

次に、農地の区分は、中山間地域等にある農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地のため、第2種農地と判断されます。

次に、そのほかは県立長瀬玉淀自然公園の第2種特別地域内にあり、幹線5号線に接している農地です。

以上で説明を終わります。

○議長 事務局の説明が終わりました。

次に、農業委員の説明をお願いします。

4番、朽原仁委員の説明をお願いいたします。

○4番朽原 仁委員 朽原です。

1月20日に事務局の小川さんと推進委員の堀口さんと現地確認に行っていました。場所は事務局の説明があったとおりで、五区内にあり、幹線5号、北桜通りにある_____畑です。

現地の状況ですが、最近は畑として耕作されてはいないようですが、畑の周りに3方向に桑の木が植えてあります。枝は切ってありました。そんな感じで、整地はされているような感じがいたします。申請者も住まいの終活のような感じで住んでもらえればと思います。相続された畑で、畑として利用することがちょっと難しいような状態なので、致し方ないかと思えます。

以上です。ご審議のほどよろしくお願いします。

○議長 朽原仁委員の説明が終わりました。

続きまして、担当区域委員の堀口栄一委員の説明をお願いします。

○堀口栄一委員 堀口です。

1月20日、農業委員の朽原さん、それから事務局の小川さんと現地確認を行っております。

もとは、ここは耕作地だったと思われまして、畑の周囲には先ほど朽原さんのほうからお話がありましたように、境界部は桑が周りにはずっと植わっておりまして、剪定もよくされ

ておりますので、手が入っているなという感じで見てまいりました。真ん中のほうはもう草地となっております。大変日当たりのよい場所で、近隣への影響もないと思われます。

以上でございます。よろしくお願いします。

○議長 堀口栄一委員の説明が終わりました。

これより本件に対する質疑を行います。

——さん、1人か。

○事務局 ご夫婦で住まわれるご予約ということです。

○議長 夫婦なんだ。

○事務局 はい。ご実家のほうが————さんのご兄弟で、今現在熊谷でお住まいで、ご夫婦でお2人でこちらのほうに引っ越されるということで、ちょっと補足なんですけれども、間取りとかがご夫婦2人で最低限のことにはなっておりまして、ご実家のほうも近いので、その辺は融通効かせながら生活していくということは話は受けています。

○議長 質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 質疑がございませんので、以上をもちまして質疑を終結いたします。

これより本件に対する採決を行います。

本件は、許可相当の意見を付して県知事宛て進達したいと思いますが、これにご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○議長 ありがとうございます。

全員の挙手がございましたので、ご異議ないものと認めます。

よって、本件は許可相当の意見を付して県知事宛て進達することに決定いたしました。

◎議案第2号 農作業料金・農業労賃について

○議長 続きまして、議案第2号 農作業料金・農業労賃についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

○事務局 議案第2号 農作業料金・農業労賃について説明いたします。

こちらは、埼玉県農業会議から農作業料金・農業労賃に関する調査依頼があり、事務局で調査し、算出した賃金を農業委員会にお諮りし、報告しているものです。

それでは、算出した農作業料金について説明いたします。

こちらのR 6年の欄をご覧ください。

まず、専門作業としては、1日当たり9,600円、時給ですと1,200円、前年比で1日当たり160円の増となっております。

次に、一般の軽作業料金ですが、1日当たり8,800円、時給ですと1,100円で、こちらは昨年から1日当たり160円増となっております。

こちらの専門作業というのが、ちょっと補足なんですけれども、農作業としての専門作業という設定が特にないということもありまして、専門作業としてどのようなことを入れているのかというの、植木の剪定作業とか、そういった依頼のほうが多いみたいです。高さなどによって異なるみたいなんですけれども、専門作業として設定している金額ということです。

続きまして、次に町内の農外諸賃金ということで、主な業種における臨時雇用の1日当たりの賃金をまとめましたのでご覧ください。

まずは公的勤務、これは役場で雇用する場合の賃金ですが、1日当たり8,624円、時給ですと1,078円、昨年より1日当たり384円増となっております。

次に、民間ですが、週に1回ハローワークから役場に秩父管内における求人情報が送られ、12月と1月の求人情報に掲載されていた時給単価の平均値をまとめたものが9,496円です。時給ですと1,187円。こちらのほうは、業種だったり募集状況などによって変動が大きくなってしまうものとなるので参考になります。

次に、シルバー人材センターの賃金は、先ほどの一般作業と同じく1,100円。

次に、埼玉県土木工事設計単価のうち、大工、左官、土木工の普通作業員の1日当たりの賃金は一覧のとおりとなっております、全てが前年に対して増となっております。

最後に参考ということで、県の最低賃金の推移となります。現在は1,078円で、昨年より50円の増となっております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いします。

○議長 事務局の説明が終わりました。

これより本件に対する質疑を行います。

○須賀 勤委員 ちょっといいですか。その他の賃金の土木工事設計の単価なんですけれども、これは1日ですか。

○事務局長 これ1日です。

○須賀 勤委員 1日。

○事務局長 はい。1日で、埼玉県の1日8時間です。

○須賀 勤委員 ありがとうございます。

○議長 植木屋何かも相当取るよな。

○事務局 植木は、本当高さなどによって全然異なるみたいなんですけれども、下が1,200円ということみたいですね。1,200円からというところで、本当に高いものだとその都度このぐらいでというふうにやるみたいです。

○議長 これ農作業一般だから。

○事務局長 そうなんですよ。農作業としては……

○議長 植木の手入れじゃないんだから。

○事務局 そうなんです。農作業としてが、要は依頼があんまりないんでしょうね。作業としての設定がないので、大きな作業として専門作業、そこで今設定しているのが植木の剪定、それを少し当てているような。

○議長 ほかに質疑はございませんか。

(発言する者なし)

○議長 それでは、質疑はございませんので、以上をもちまして質疑を終結いたします。

これより本件に対する採決を行います。

本件は事務局案のとおり埼玉県農業会議に報告したいと思いますが、これにご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○議長 ありがとうございます。

全員の挙手がございましたので、ご異議ないものと認めます。

よって、本件は事務局案のとおり埼玉県農業会議に報告することに決定いたします。

◎議案第3号 農業委員会の法令順守の申し合わせについて

○議長 続きまして、議案第3号 農業委員会の法令順守の申し合わせについてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

○事務局 議案第3号 農業委員会の法令順守の申し合わせについて説明いたします。

こちらは、令和元年度に全国農業会議所より埼玉県農業会議を通して農業委員会の法令順守の申合せ決議を実施し、次年度以降も年度内に1回以上総会などで法令順守の注意喚起をするよう依頼があったものであります。

誠に遺憾なことでありますが、過去に農地転用などに関わる農業委員会の不祥事が全国的に発生したことがございました。言うまでもなく、行政委員会である農業委員会は、法令遵守による公正・公平な職務遂行、農地制度の適正執行に努めなければなりません。

私たち農業委員、最適化推進委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令にのっとり適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。

特に、農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。

私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、高い倫理観を持ち、法令遵守を徹底するため、下記事項についてここに申し合わせ、決議する。

1、農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令にのっとり適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会法第31条の議事参与の制限、同第33条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。

2、農業委員、農地利用最適化推進委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修などを実施すること。

以上2点を長瀬町農業委員会として引き続き取り組みたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長 事務局の説明が終わりました。

これより本件に対する質疑を行います。

はい。

○9番齊藤喜久夫委員 今31条を見ているんだけど、これは親族もしくは配偶者に関する事項について、その議事に参与することができない。前項の規定は部会に準用するということで、これは利益相反とは違うんですか。

○事務局 それに近いですね。

○9番齊藤喜久夫委員 参与という言葉がちょっと意味合いがいまいち分からないんだけど。

○事務局 そうですね。

○9番齊藤喜久夫委員 要は、この議題に親族と配偶者の関することについては参加できないということかい。

○事務局長 そうですね。おっしゃるとおりです。

○9番齊藤喜久夫委員 分かりました。すみません。

○議長 ほかにございますか。

(発言する者なし)

○議長 よろしいですね。

質疑がございませんので、以上をもちまして質疑を終結いたします。

これより本件に対する採決を行います。

本件は、事務局説明のとおり法令遵守について長瀬町農業委員会として引き続き取り組みたいと思いますが、これにご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長 ありがとうございます。

全員の挙手がございましたので、ご異議ないものと認めます。

よって、本件は取り組むことに決定いたしました。

以上で議案の審議は終了いたしました。

◎その他

○議長 次に、その他でございますが、2月の委員会日程でございます。2月の委員会は、25日火曜日午後1時30分からとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 それでは、25日火曜日午後1時30分からといたします。

事務局からほかに何かございますでしょうか。

○事務局 先月の農地転用の許可の状況ですが、5条3件ありまして、2件は、1件は1月22日付で許可となりまして、もう一件は今日ないし来週の月曜日には許可になるということで報告を受けています。1件の井戸の地区であったカフェにつきましては、追加資料などが多くて許可まで時間をちょっと要するかなということが予想されておりますので、報告させていただきます。

以上です。あと終わった後に。

○議長 それでは、以上で本日予定した議題は終了いたしました。

これで議長の職を解かさせていただきます。ご協力ありがとうございました。

◎閉 会

○事務局 それでは、これをもちまして、令和7年第1回農業委員会総会を閉会とさせていただきます。ありがとうございました。

(午後1時 分)

上記のとおり会議の顛末に相違ないことを証するため、下記のとおり署名する。

令和7年1月24日

議 長 宮 澤 史 明

署名委員 常 木 三 郎

署名委員 武 井 哲 夫